

いじめ問題への取組チェックリスト

愛媛県立今治東中等教育学校

該当する項目に○を入れ、点数を計算してください。

A (4点) B (3点) C (2点) D (1点) E (0点)

番号	1 いじめ問題への指導	点数	評価				
			A	B	C	D	E
1	いじめ問題への指導方針を明確にし、全教職員の意識統一が図られている。						
2	いじめ問題の状況についてアンケートや聞き取り調査を適切に行うなど実態の的確な把握に努めている。						
3	生徒や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、被害生徒への支援や保護者等への対応を適切に行っている。						
4	いじめの事実が確認されたときは、その加害者（傍観者等も含む）に毅然とした対応を行うと共に、いじめの非に気付かせ、被害者への謝罪の気持ちが醸成される指導を行っている。						
5	実態に応じ、学校相談員や県教育センター相談員等との適切な連携・支援体制が整っている。						
6	いじめ問題について、指導上困難な課題を抱える事例に対して、専門的知識を有する者による指導、助言、援助を受ける体制が整っている。						

番号	2 教職員研修	点数	評価				
			A	B	C	D	E
7	教職員のいじめ問題に対する指導力の向上に向け、段階的、実践的な研修を実施している。						
8	研修内容・方法について、様々な分野から講師を招いたり、講義形式のみに偏らないようにするなどの工夫をしている。						
9	いじめ問題に関する指導の充実のための教師用手引書・資料などを活用している。						
10	いじめの未然防止・早期発見につながる、児童・生徒の人権感覚を磨く人権・同和教育の推進に関する研修を実施している。						

番号	3 組織体制・教育相談	点数	評価				
			A	B	C	D	E
11	被害生徒はもとより、保護者からの相談も直接受け止めることのできるような教育相談体制が、学校内に整備されている。						
12	教育相談に関する専門的知識や経験を有する相談員の確保に努めるとともに、適切な人材の活用ができています。						
13	教育相談が広く利用されるよう、相談窓口について生徒・保護者等に対し周知・徹底を図っている。						
14	教育相談の内容に応じ、県教育委員会と連携・協力して指導に当たるなど、相談後の継続的な指導を適切に行っている。						
15	教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、法務局・警察・医療機関などの専門機関との連携が図られている。						

番号	4 家庭・地域との連携	点数	評価				
			A	B	C	D	E
16	学校とPTA、地域の関係機関・団体等がいじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの根絶に向けての取組を推進している。						
17	いじめ問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っている。						
18	いじめ問題解決のために、関係する異校種間と適切な連携協力を図っている。						

総合評価		点数	評価				
			A	B	C	D	E
A : 62点以上 B : 61～52点 C : 51～42点 D : 41～32点 E : 31点以下		/72					

課題						
今後の重点項目					数値目標	

